

事務連絡
令和元年8月8日

都道府県
各 指定都市 児童福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について
(依頼)

平素より、児童福祉行政の推進について格別なるご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

児童福祉施設等におけるアスベスト対策については、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年9月30日雇児発0930第1号・社援発0930第11号・障発0930第1号・老発0930第12号4局部長連名通知）等により、従前から管内児童福祉施設の管理者等による適切な対応に関する周知・指導をお願いしてきたところです。

特に児童福祉施設等の整備（改築、大規模修繕等）の際には、

・ 工事着工前の、石綿障害予防規則等の法令に基づく措置（アスベストの使用の有無に係る事前調査、アスベストが使用された建物の工事に係る計画の作成及び届出、アスベストの飛散・ばく露防止措置等）状況の確認、
・ できる限り児童が施設を利用していない時間帯で工事を実施するなどの必要なアスベスト対策について、改めて確認する等万全を期す必要があります。

このため、児童福祉施設等の整備に当たっては、改めて下記の事項について徹底するとともに、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び児童福祉施設等に対して、より一層の周知・指導の徹底をお願いします。

記

1 工事施工前の事前調査の実施について

児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、労働関係部局を通じた都道府県労働局との連携の他、建築関係部局、環境関係部局、医療関係部局等と連携の上、設置者及び事業者等に対して、石綿障害予防規則等の法令に基づくアスベスト等の使用の有無に係る事前調査の実施や、調査の結果アスベストの使用が明らかとなった場合には工事に係る計画の作成、届出を行うよう、必要な指導等の徹底をお願いします。

2 アスベストが使用された児童福祉施設等の工事の施工について

児童福祉施設等においてアスベスト含有建材に係る改修等の工事を行う際には、工事の規模によらず、石綿障害予防規則等の法令で求められる飛散・ばく露防止措置等を講じるとともに、できる限り児童等が施設を利用していない時間帯に工事を行うなど、安全を最優先した施工の徹底について事業者に要請するよう、設置者に対して必要な指導をお願いします。

3 使用中の児童福祉施設等におけるアスベスト含有吹付材等の管理について

使用中の児童福祉施設等についても、石綿障害予防規則に基づき、建物内に吹付けられたアスベスト等があり、それらが損傷、劣化等によってアスベスト粉じんにはく露するおそれがある場合は、事業者は封じ込め、囲い込み等を行う必要があるため、設置者に対して周知・指導等の徹底をお願いします。

4 次世代育成支援対策施設整備交付金及び保育所等整備交付金の協議について

次世代育成支援対策施設整備交付金及び保育所等整備交付金の国への協議様式に、アスベスト対策の実施状況に関する記入欄を設け、工事を行う建物のアスベストの使用の有無に係る調査結果、関係法令・必要手続きの確認状況、工事着工前の必要手続きの予定等について、第5回協議以降、事務連絡「次世代育成支援対策施設整備交付金に係る協議について（第5回）」及び「保育所等整備交付金にかかる協議について（第5回）」等で提出を求めることとするので、ご留意ください。

5 アスベスト対策に係る主な財政支援制度について

アスベスト対策に係る以下の財政支援制度を活用した早急な対策の推進が図られるよう、管内市町村や児童福祉施設の設置者等にこれらの制度の周知をお願いします。

【アスベスト除去に係るもの】

- ・次世代育成支援対策施設整備交付金（厚生労働省所管）
- ・保育所等整備交付金（厚生労働省所管）

【アスベスト含有調査に係るもの】

- ・社会資本整備総合交付金等（国土交通省所管）（別添）

【アスベスト対策事業に係る優遇融資】

- ・福祉貸付事業（独立行政法人福祉医療機構所管）

<https://www.wam.go.jp/hp/wp-content/uploads/2019fukushiyushinogoannai.pdf>